



2018年10月1日

各位

会社名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦
(コード番号: 2427 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 鈴木 一彦
経営管理本部管掌
電 話 03-3286-4888 (代表)

発行新株式数の確定に関するお知らせ

2018年9月6日付の取締役会において決議いたしました新株式発行及び株式売出しに関し、海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

海外募集における海外引受会社の権利の行使により発行される株式数 2,415,000株

<ご参考>

1. 公募による新株式発行の募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式	22,415,000株
① 国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式	3,900,000株
② 海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式	16,100,000株
③ 海外募集における海外引受会社に付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式	2,415,000株

2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	102,180,500株	(2018年9月30日現在)
公募による新株式発行に伴う増加株式総数	22,415,000株	
公募による新株式発行後の発行済株式総数	124,595,500株	

なお、上記の他、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる野村證券株式会社を割当先とする第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）により、1,035,000株を上限として、2018年10月26日に、当社普通株式が追加で発行されることがあります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

3. 今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 35,782,048,000 円について、全額を 2019 年 12 月までに、Orizon Holding GmbH (取得年月：2017 年 1 月、取得原価：7,564 百万円、ドイツで主に製造事業者向け派遣事業を展開する企業)、OTTO Holding B.V. (取得年月：2018 年 5 月、取得原価：8,795 百万円、オランダ、ポーランドを中心に欧州において人材サービス事業を展開する企業)、ALLEN LANE TOPCO LIMITED (取得年月：2018 年 8 月、取得原価：2,997 百万円、英国にて主に政府系の派遣事業を展開する企業)、PROJECT MANAGEMENT PARTNERS PTY LIMITED (取得年月：2018 年 9 月、取得原価：3,318 百万円、豪州で主にマネジメントコンサルティングサービス事業を展開する企業)などを対象会社とする M&A に関連した金融機関からの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。